令和7年度 国立市地域密着型 サービス事業者の公募について (認知症対応型共同生活介護)

令和 7 年 8 月

国立市 (健康福祉部高齢者支援課)

1 公募の趣旨

国立市では、介護保険制度における地域密着型サービスについて、第9期国立市介護保険事業計画に基づき、一部のサービス種別について、着実な基盤整備の推進とサービスの質の確保を両立させるとの観点から、公募を行うこととしています。指定のサービス種別については、公募に応募いただいた事業者の中から、指定基準等による審査を経て事業者の指定を行います。

2 公募する地域密着型サービス事業及び整備年次

+	ービス種類 認知症対応型共同生活介護				
	整備年次等	令和7年度	事業所数 最大3ユニット分 ※選定例 ①1事業所(3ユニット)を1事業所 ②1事業所(1ユニット)、1事業所(2ユニット)合わせ		
			て2事業所(3ユニット) 等		
		令和8年度下半期~	~令和9年度上半期中の開設を基本とします。		

※他の事業の併設を提案することも可能ですが、提案された併設事業は、審査の中で協議し実施の可否を決定します。

3 公募のスケジュール

日程	内容		
令和7年9月1日(月)			
\$	事前相談期間	公募受付期間	
令和7年11月14日(金)			
令和7年11月28日(金)	,	,	
令和7年12月	第1次審査(書類審査)		
令和8年2月	第2次審査(ヒアリング)		
令和8年3月	選定結果通知・公表		

- ※1 多数応募があった場合は、他の日程を追加する場合もあります。
- ※2 応募前及び選定後、説明会の開催等により、利用者や地域住民に向けて十分な周知を行ってください。要望や苦情等に対しては、法人の責任において誠実に対応するよう努めてください。

4 公募する基盤整備圏域

国立市全域とします。

5 地域密着型サービスの報酬及び基準

介護報酬単位、事業の人員、設備及び運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める単位及び基準とします。

6 地域密着型サービス事業予定者の指定方法

- (1) 事業予定者の指定方法
 - ① 事業予定者の指定は、国立市介護保険運営協議会の審査に基づき、市長が指定します。
 - ② 審査方式は、書類審査による第1次審査及びヒアリングによる第2次審査を行います。
 - ③ 応募がない場合等は、再度公募を行うことがあります。

(2) 審査の手順

第1次審査では、指定申請書及び開設提案書による事業実施体制の確認及び指定基準を満たすかどうかを審査します。第2次審査では、ヒアリングによる本事業に対する考え方、理解度及び運営体制等を総合的に評価する審査を行います。

(3) 審査結果の通知

審査の結果は文書により通知します。

(4) 事業予定者の公表等

応募状況、指定した事業予定者名及び指定結果を公表します。

7 公募の手続き

本公募に申込みを希望する事業者の方は、**高齢者支援課介護保険係に電話で予約を入れ、事前相談を してください。**その後、次により、指定申請書((1)指定申請に関する提出書類一覧参照)及び開設提案書((2)開設提案に関する提出書類一覧参照)を提出してください。提出書類の様式は、国立市のホームページからダウンロードできます。

提出書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。応募に要する費用は全て応募者の負担とします。

(1) 指定申請に関する提出書類一覧

項目	備考	様 式
① 応募申込書	所定の様式	様式1
② 定款その他の基本約款	最新のもの	様式自由
③ 法人登記の登記事項証明	応募申込日前3か月以内に発行されたもの	_
④ 介護保険法第78条の2第	所定の様式	様式2
4 項各号、第 115 条の 12		
第2項各号に該当しない		
ことを誓約する書面		
⑤ 事業者概要	イ 事業経歴・実績	様式自由
	ロ 事業者の基本的事項・代表者の経歴	
	ハ 管理者の経歴書・資格証(写)	
	ニ 計画作成担当者の経歴書・資格証(写)	
	ホ 事業者の概要(パンフレットでも可)	
	へ 現在運営している施設または事業に関する資料	
	ト 指導検査結果通知・改善報告(直近3年)	

⑥ 決算書等	イ 直近3年間の決算書類	様式自由
	ロ 資産の状況(資産目録等)	
	ハ 収支予算書	
⑦ 事業予定の土地、建物に関	イ 土地・建物登記簿謄本(原本)	_
する権利関係が確認でき	ロ 建物賃借権登記の同意書	
る書類	ハ 土地・建物売買(賃借)契約書又は確約書	
	※土地・建物が自己所有の場合は不要	
	二 建築確認済証写し	
	木 公図 (原本)	
	へ 周辺地図	
	ト 土地・建物の概況写真	
⑧ その他	印鑑証明書	

※ 提出書類は、5部(正本1部、副本4部)提出してください。なお、副本4部のうち、1部については、印刷用原稿としますので、インデックスを付けず、コピーしやすいものを1部用意してください。

(2) 開設提案に関する提出書類一覧

項目	備考	様式
① 開設提案書	所定の様式	様式3
② 理念·基本方針	介護サービス事業を行うにあたっての理念、	様式自由
	基本方針、運営規程(案)等	
③ 事業スケジュール	開設までの日程表等	様式自由
④ 基本計画図面等	事業予定所在地、設備、備品、床面積、平面図、	様式自由
	各室面積表等	
⑤ 資金計画	東京都の補助金を活用して整備を行う場合は、資	
	金計画に補助金を見込んで作成してください。	
	イ 資金計画書	様式自由
	口 工事費積算見積書	1米八日田
	ハ 収支シミュレーション、積算根拠	
	二 借入金返済計画	
	木 予算残高証明書	
⑥ 従事職員関係	イ 資格、経験(採用資格、実務経験について)	様式自由
(採用、雇用方法含む)	ロ 雇用形態(常勤職員とその他職員について)	
	ハ 研修体制(採用時、従事後)	
	ニ 配置人員(職種、時間ごとの配置について)	
⑦ 虐待防止	虐待の防止について	様式自由
⑧ 衛生管理	感染症の予防体制等について	様式自由
⑨ 苦情処理	苦情処理体制等について	様式自由

⑩ 事故防止・安全対策	対応体制、保険等について	様式自由
⑪ 環境保護	環境への負荷低減のための取組みについて	様式自由
⑫ 地域等との連携	地域及び関係機関(医療機関等)との連携等 及び運営推進会議の構成員について	様式自由
③ 地域への貢献	考え方、取組事例や提案	様式自由
14 近隣同意書又は説明状況	利用者や地域住民に向けた周知状況について	様式自由

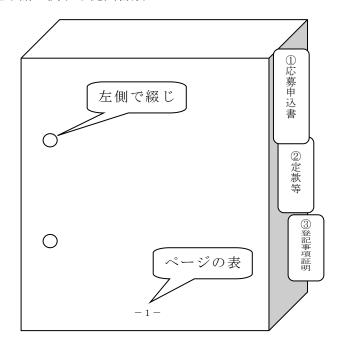
- ※ 記載内容については、後述の「8 審査の基準等」を参照ください。
- ※ 所定様式が定められているもの以外は、原則としてA4版(縦)での提出をお願いします。
- ※ 提出書類は、5部(正本1部、副本4部)提出してください。なお、副本4部のうち、1部については、印刷用原稿としますので、インデックスを付けず、コピーしやすいものを1部用意してください。

(3) 提出書類の体裁

提出書類は、以下に記す体裁を整えてください。

- □ 全体の目次を付けること
- □ ページ番号を付けること
- □ 項目ごとに番号と文字表記のインデックスを付けること(番号のみの表示は不可)
- □ 指定申請書、開設提案書を別冊として、綴り紐やバインダー等で綴ること

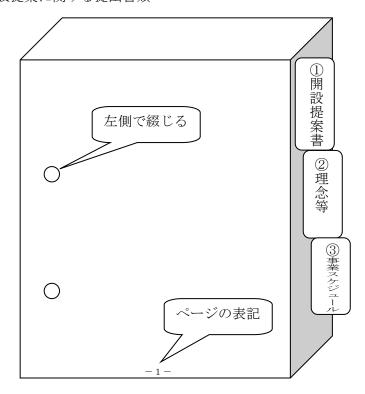
指定申請に関する提出書類



項目

- ① 応募申込書
- ② 定款等
- ③ 登記事項証明
- ④ 誓約書
- ⑤ 事業者概要
- ⑥ 決算書等
- ⑦ 土地建物に関する書類
- ⑧ その他

開設提案に関する提出書類



項目

- ① 開設提案書
- ② 理念・基本方針
- ③ 事業スケジュール
- ④ 基本計画図面等
- ⑤ 資金計画書
- ⑥ 従事職員関係
- ⑦ 虐待防止
- ⑧ 衛生管理
- ⑨ 苦情処理
- ① 事故防止·安全対策
- ① 環境保護
- ⑩ 地域等との連携
- ① 地域への貢献
- ⑭ 近隣同意書又は説明状況

8 審査の基準等

次に掲げる審査基準に照らし総合的に審査します。

- (1) 運営理念の理解及び基本方針について
 - ① 本事業者公募に応募した理由
 - ② サービスの質を向上させるための方策
 - ③ 自己評価や外部評価を受けることに対する考え方
 - ④ 個人情報の管理に対する考え方(個人データの管理方法も含む)
 - ⑤ 身体拘束、プライバシーへの配慮に対する考え方
 - ⑥ 認知症ケアに対する考え方
 - ⑦ 利用者の状態、意向を配慮したサービス計画の作成の考え方
 - ⑧ 自立支援のための具体的な手法
 - ⑨ 重度化への対応
 - ⑩ 関係法令(建築基準法、消防法等)の遵守
- (2) 施設整備面について 事業所の立地状況
 - ① 施設の特性、安全面等について
 - ② 地域交流スペースについて
- (3) 事業運営について
 - ① 運営基盤の安定性
 - ② 資金計画についての方策

- (4) 従事職員関係について
 - ① 職員の配置
 - ② 職員の資質向上のための取り組み
 - ③ 職員の確保方法
- (5) 衛生管理・事故防止・苦情処理体制等について
 - ① 衛生管理・感染症予防への方策
 - ② 事故防止・虐待防止への方策
 - ③ 苦情処理のための体制
 - ④ 環境保護への取組み
 - ⑤ 防犯への対応
 - ⑥ 防災への対応(計画、訓練、非常災害の際の連携体制、食糧等の備蓄、防火設備等)
- (6) 地域等との連携について
 - ① 開設にあたって利用者等への理解を得るための方策(近隣住民説明会等)
 - ② ボランティアの受け入れ体制
 - ③ 地域に開かれた施設等としての方策
 - ④ 協力医療機関との連携体制
 - ⑤ 運営推進会議の体制
- (7) 指定基準について
 - ① 「国立市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(国基 準と同一です)を満たすこと
 - ② 「国立市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」(国基準と同一です)を満たすこと
 - ③ 介護保険法第78条の2第4項各号、第115条の12第2項各号に該当しないこと

10 留意事項

- (1) 応募者資格について
 - ① 債務超過の状態でないこと。
 - ② 直近3か年の決算状況が、営業活動に基づく赤字でないこと。ただし、特別損失等の一時的な事由による赤字の場合は、赤字の原因と黒字への転換計画を審査において確認する。
 - ③ オーナー(土地所有者:整備主体)が個人である場合は、確定申告書等から判断し、土地の安定確保に支障が生じるような大幅な借入や権利設定がなされていないこと。
- (2) 整備及び運営に係る資金計画について
 - ① 開設後約3 か月分の運営資金が確保できていること。(年間事業費の12分の3+100万円程度)
 - ② 借入金(市中銀行又は福祉医療機構等からの借入)がある場合は、償還額や返済計画等が明確に示せること。

- ③ 利用料(家賃、食材費、光熱水費、共益費等)は、積算根拠が明確であり、妥当な金額であること。
- ④ 都が定めている計算式により算出した金額以下とし、同一区市町村に所在する GH (都の整備費補助を受けた施設)の平均家賃と同程度とすること。また、低所得者に十分配慮した金額設定になっていること。

(3) 土地・建物等

- ① 事業の安定的な継続に支障が生じるおそれがある権利設定がされていないこと。
 - ・土地・建物に原則として抵当権が設定されていないこと。(抹消が確実なもの、施設整備をするための借入金を被担保債権とする抵当権を除く。)
 - ・根抵当権が設定されていないこと。
 - ・共有名義の土地における整備は認められない。
 - ・借地による整備の場合、土地の使用賃借契約は認められない。
- ② 事業継続に支障のない必要十分な借地権、賃借権の存続期間を有していること。

11 整備に係る補助金について

当該公募には、東京都の補助金を活用することができます。参考までに令和7年8月現在の単価を以下のとおりお示しします。都及び市の予算編成状況により、金額が変更となる可能性があります。市の募集内容及び東京都の審査基準・審査要領をすべて満たした場合に、補助の対象となります。応募に際しては、東京都が公開している各種補助金に関する説明資料で、補助協議に関する条件等の詳細を必ずご確認ください。なお、市独自の補助金はありません。

<参考>

- (1) 認知症高齢者グループホーム整備促進事業補助
 - ① 整備区分

事業者創設型	運営事業者が新たに建物を新築又は既存建築物を買い取り、改修して整備
事業者改修型	運営事業者が既存建築物を改修して整備
オーナー創設型	土地所有者等が運営事業者に建物を賃貸する目的で新たに建築物を新築又は既存 建築物等を買い取り、改修して整備
オーナー改修型	建物所有者が運営事業者に建物を賃貸する目的で既存建築物を改修して整備

② 補助金額

区分	重点的整備促進地域	物価調整額単価	基金加算単価	併設加算
上	補助額(1ユニット当たり)		補助額(1施設当たり)	
事業者創設型	30,000千円	24,490千円	39 600壬円	
事業者改修型	22,500千円	18,360千円		10,000千円
オーナー創設型	30,000千円	24,490千円		10,000 1
オーナー改修型	22,500千円	18,360千円		

※令和7年度は、市内全域が認知症高齢者グループホーム重点的整備促進地域の指定を受けていますが、令和8年度以降については未定です。

(2) 東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金 補助単価 989 千円×定員数

12 質問方法

評価項目及び評価基準、公募全般に係る質問の取り扱いについては、別紙「国立市地域密着型サービス事業者公募(認知症対応型共同生活介護)に関する質問書」に簡潔に記載し、メールで提出してください。本公募に関し、電話での質問は受け付けません。

メールの表題は「国立市地域密着型サービス事業者公募(認知症対応型共同生活介護)に関する質問」としてください。

13 提出先

電話で日時を予約した上で、**国立市役所健康福祉部高齢者支援課介護保険係(庁舎1階2番窓口)へ 直接持参**してください。受付時間は、午前9時から午後5時までとします。**郵送等での提出は受け付け ません。**

国立市富士見台2-47-1

電話:042 (576) 2122 ファクス:042 (580) 4210

e-mail: sec_koreishien@city.kunitachi.lg.jp